京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の実務取扱要綱

（昭和 55 年 12 月 27 日管理者決裁、平成 28 年 8 月 31 日改正、令和 3 年 4 月 1 日改正）

（趣旨）

第１条　この要綱は、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

（貸付対象工事）

第３条　規程第２条第１項第２号に規定する「洗浄設備」とは、便器の洗浄及び手洗のために設ける給水設備をいう。

２　規程第２条第１項第４号及び同条第３項第３号に規定する「土間復旧工事」とは、原則としてコンクリート又はモルタルで仕上げる施工とし、自然石、タイル、その他を用いた土間の復旧は含まない。

３　規程第２条第１項第５号に規定する「その他管理者が定める雑工事」とは、便槽処理のほか、便所内の次に掲げる工事をいう。

⑴　タイル工事

ア　内装タイル工事

イ　モザイクタイル工事

⑵　壁下地工事

⑶　壁塗替工事

⑷　壁クロス張工事

⑸　天井張替工事

⑹　建具取替工事

ア　窓取替工事

イ　扉取替工事

⑺　紙巻器取付工事

⑻　電気工事

ア　コンセント取付工事

イ　照明設備工事

ウ　換気扇取付工事

⑼　その他これらに類する工事

４　規程第２条第２項本文に規定する「管理者が別に定める基準」は、次のとおりとする。

⑴　便器（便座を含む。以下同じ。）は、水洗機能を備えたものであること。

⑵　洗浄用具は、便器を洗浄するための水を貯留するタンク及び給水管並びにこれらに付属する設備であること。

⑶　手洗器は、手指等を洗浄するための機能のみを備えたものであり、便所内に設ける設備であること。

５　規程第２条第３項第１号に規定する「し尿浄化槽１基の廃止工事」とは、既設のし尿浄化槽を清掃及び消毒したうえで、取壊し、埋戻し又は撤去する工事をいう。

（貸付対象者等）

第４条　貸付対象者は、くみ取便所又はし尿浄化槽が設けられている建築物（個人事業者の店舗付き住宅の店舗部分、非居住の店舗及び事業所を含む。以下同じ。）の所有者又は使用者であって、規程第２条第１項又は第３項に規定する工事に要する費用を負担する者とする。

２　国、地方公共団体及び法人（公舎及び社宅の所有者又は使用者を含む。）は、貸付けの対象としない。ただし、公益上特に必要があると管理者が認める場合を除く。

３　規程第２条第１項に規定する工事において、同一敷地内又は同一建築物内で、便所が複数ある場合は、便所１箇所（大便器及び小便器各１個又は兼用便器１個並びにこれらに付属する洗浄用具及び手洗器１個）ごとに貸付けの対象とする。

４　規程第２条第３項に規定する工事においては、し尿浄化槽１基ごとに貸付けの対象とする。

５　前項の規定にかかわらず、共同で使用するし尿浄化槽の場合は、便所１箇所ごとに貸付けの対象とする。ただし、便所の数が３０を超える場合は、管

理者が認めるものに限る。

（償還方法）

第５条　償還額は、原則として５，０００円以上とする。

（貸付の申請）

第６条　規程第６条第２号に規定する「その他管理者が必要と認めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　住民票の写し（３箇月以内に取得したものに限る。）

⑵　納期の到来している市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の納付済の「領収書」、「納税証明書」又は「特別徴収義務者の証明書」のいずれか。ただし、市町村民税が課税されていない場合（市町村民税を免除されている場合を含む。）は、それを証する書類

⑶　所得証明書その他収入を証する書類

（連帯保証人）

第７条　規程第７条第２項に規定する「資格を証明する書類」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　住民票の写し（３箇月以内に取得したものに限る。）

⑵　納期の到来している市町村民税の納付済の「領収書」、「納税証明書」、又は「特別徴収義務者の証明書」のいずれか

（貸付金の交付）

第８条　規程第９条第２項の通知を受けた者及び連帯保証人は、同項に規定する水洗便所築造工事資金借用書に実印にて記名押印又は署名のうえ、それぞれの印鑑証明書を添付するものとする。

（届出義務）

第９条　規程第１０条に係る義務が生じたときは、規程様式第６号に加え、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

⑴　死亡届又は戸籍（除籍）謄本等、死亡の事実を証明する書類

⑵　住民票の写し（変更後の住所が分かるもの）

⑶　印鑑証明書

附　則

この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。